

年 月 日

茨城県知事

殿

貸与決定番号  
貸与時の養成施設  
又は大学院の名称  
修学生 住所

(電話 )  
氏名 印

看護職員業務開始届

下記のとおり業務を開始しましたので届け出ます。

記

業務の種類		保健師(助産師, 看護師, 准看護師)業務
免許	登録番号	第 号
	登録年月日	年 月 日
業務開始年月日		年 月 日
就業施設	名称	
	所在地	
	指定施設等の種類	茨城県保健師, 助産師, 看護師及び准看護師修学資金貸与条例別表第 第 項第 号に該当 (病床数: 床 65 歳以上の患者の収容数: 人)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

就業施設等の長 印

備考 茨城県保健師, 助産師, 看護師及び准看護師修学資金貸与条例別表第 1 第 1 項第 3 号に該当する場合は, 指定施設等の種類の下段に病床数及び当該年度の 4 月 1 日現在における 65 歳以上の患者の収容数を記載すること。

(裏)

指定施設等の種類

茨城県保健師，助産師，看護師及び准看護師修学資金貸与条例

別表第1 養成施設修学生指定施設等

県内に存する次に掲げる施設等（8に掲げる施設にあつては，茨城県の区域外に存するものを含む。）

- 1 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であつて，次に掲げるもの
  - (1) 病床数が200床未満の病院
  - (2) 病床数のうち精神病床数が80パーセント以上を占める病院
  - (3) 65歳以上の患者の収容比率が60パーセント以上の病院
- 2 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- 3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する重症心身障害児施設
- 4 児童福祉法第7条第6項に規定する国立療養所
- 5 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する母子健康センター（助産師の業務に従事する場合に限る。）
- 6 介護老人保健施設
- 7 訪問看護事業所等
- 8 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設

茨城県保健師，助産師，看護師及び准看護師修学資金貸与条例

別表第2 修士課程修学生指定施設等

県内に存する次に掲げる施設等（7に掲げる施設にあつては，茨城県の区域外に存するものを含む。）

- 1 医療機関
- 2 児童福祉法第7条第1項に規定する重症心身障害児施設
- 3 児童福祉法第7条第6項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
- 4 母子保健法第22条に規定する母子健康センター（助産師の業務に従事する場合に限る。）
- 5 介護老人保健施設
- 6 訪問看護事業所等
- 7 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設